

燃料消費実績の報告制度に関する統一解釈に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

燃料消費実績の報告制度に関する統一解釈に関する事項

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI では、総トン数 5,000 トン以上の船舶を対象に、燃料消費実績の報告が義務付けられている。

2018 年 10 月に開催された IMO 第 73 回海洋環境保護委員会 (MEPC73) において、報告に使用したデータの保管及び、液化ガスばら積船等のボイルオフガスを船上で消費する場合の取扱いに関する要件を明確にする MARPOL 条約附属書 VI の統一解釈が承認され、MEPC.1/Circ.795/Rev.3 として回章されている。

このため、MEPC.1/Circ.795/Rev.3 に基づき関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 報告に使用したデータは、会社において利用可能である限り、本船上に保管する必要はない旨規定した。
- (2) 船舶の推進又は運航のために消費されるボイルオフガスが、燃料消費実績の報告制度において要求される燃料の収集及び報告の対象となるよう改めた。

改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 3.5.2
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 8 編 3.5.1, 3.5.2